

## 令和5年度滋賀県清華大学留学支援奨学金募集要項

### 1 目的

滋賀県と包括協定を締結している中国・清華大学へのオンラインによる留学を希望する滋賀県内の大学（大学院を含む。）に在籍する学生に対し、一定額の奨学金を支給し、日中両国の相互理解と友好交流の促進および人的ネットワークの構築に貢献できる国際的な視野を持った人材を育成する。

### 2 プログラム

清華大学の講師によるオンライン講座（中国語講座（初中級者向け）、講演）の実施

### 3 日程

令和6年3月11日（月）～15日（金） 5日間

### 4 募集人員

6名（県全体）

### 5 支給概要

支給額	140,800円を上限
支給対象経費	授業料 <u>※上記以外のオンライン講義受講にかかる通信費、通信設備費等の諸費用は支給対象経費に該当しません。</u>
支給方法	支給対象者の決定後、以下の通り給付します。 Ⅰ「奨学金概算払請求書」を提出してください。（2月下旬頃） Ⅱ審査後、奨学生名義の日本国内の口座に支給額を振り込みます。（3月上旬頃） Ⅲ講義の修了後、「奨学金実績報告書」等を提出し（7日以内）、支給額の確定を行います。

### 6 応募資格

奨学金の対象者は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する方になります。

- (1) 当該年度の4月1日現在で、滋賀県内の大学（大学院を含む）に在籍していること
- (2) 当該年度の4月1日現在で、1年以上継続して滋賀県に居住していること
- (3) 清華大学への留学等で得た知識、経験等を活かして、滋賀県の国際交流の推進に貢献

できること

- (4) 心身ともに健康で、在籍校の学長等の推薦を受けられること
- (5) 清華大学において学習を行うのに必要な中国語の能力（HSK 2 級程度）を有していること

## 7 受付期間

令和 6 年 1 月 24 日（水）～ 2 月 7 日（水）

## 8 提出書類

- (1) 滋賀県清華大学留学支援奨学金交付申請書（別記第 1 号様式）
- (2) 応募申込書（別記第 2 号様式）
- (3) 収支予算書（別記第 3 号様式）
- (3) 本人であることを確認するための書類の写し（例：マイナンバーカード（表面のみ）、運転免許証、パスポート（写真ページ）等）
- (4) 推薦書（別記第 4 号様式）

## 9 提出先

所属大学担当部署経由で県へ提出

## 10 対象者決定

各大学からの提出書類を取りまとめ、滋賀県総合企画部国際課で審査後、令和 6 年 2 月中旬に所属する大学を通じて本人に通知します。

## 11 奨学生の責務

- (1) オンラインによる留学等に関する準備・手続き等については、本人の責任において行うこと
- (2) 海外から学ぶ価値を認識し、視野を広げること
- (3) 所属大学と清華大学との懸け橋となること
- (4) 本事業参加後は、県が実施する国際交流事業等に可能な限り協力すること
- (5) 県奨学金奨学生としての自覚を持ち、社会規範を遵守して学業等に専念すること

## 12 報告書等の提出

修了後から 1 週間以内に、留学等報告書等（別記第 6 号および第 7 号、第 8 号様式）を提出してください。

## 13 交付の取消および返還

次の場合、奨学金の交付決定を取り消し、奨学金の全部または一部の返還を求めることがあります。

- (1) 申請時の応募資格を喪失したとき
- (2) 申請時の記載内容に虚偽があったとき
- (3) 在籍する大学等において懲戒処分を受けたとき
- (4) 休学や長期欠席等、学業継続の見込みがなくなったとき
- (5) その他奨学生としてふさわしくない行為があったとき

#### 14 スケジュール（予定）

時期	内容
1月24日～ 2月7日	各大学等にて、推薦対象者決定 各大学等から、県へ推薦
～2月中旬	県が交付対象者を決定、交付対象者に大学等を通じて通知
～2月下旬	県に「奨学金概算払請求書」を提出
～3月上旬	県から本人名義の国内口座に奨学金を支給
～3月上旬	清華大学に授業料の支払い完了
3月11日～15日	清華大学とのオンラインプログラムの実施
修了後1週間以内	県に「奨学金実績報告書」「留学報告書」を提出

#### 15 問い合わせ先

滋賀県総合企画部国際課

TEL 077-528-3062

FAX 077-521-5030

MAIL [kokusai@pref.shiga.lg.jp](mailto:kokusai@pref.shiga.lg.jp)